

セクシュアルハラスメントは、 重大な人権侵害です！

◇あなたの「そのことば」、「その行動」

自分だったら、どんな気持ちになるかな？もう一度考えてみよう。

◇相手が「いやだ」、「不快だ」と感じたら

それは、セクシュアルハラスメントにあたります。

悩んでいるあなたへ！

安心して相談してください。



「サポートルーム」

セクシュアルハラスメント専門の相談員に

電話で相談や直接会って相談ができます。

○電話	06-6208-9135 090-4768-8626
○毎週火曜日	12:00～19:00

(面談は、事前申し込みが必要)

大 阪 市 教 育 委 員 会